

「(仮称)岡山市公文書管理条例(案)の骨子」への意見募集(パブリックコメント)結果(概要版)

1 意見提出期間 令和7年9月25日(木)～令和7年10月24日(金)

2 意見提出数 28件(8名)

3 主な意見及び市の考え方

カテゴリ			主な意見の概要	意見に対する市の考え方
条例	1	条例の目的	目的の基本的な考え方は、公文書管理法を参考に「岡山市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、市民共有の知的資源であることにかんがみ、」の次に「公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等によって、」を追加すべきでは。また、「市の活動の記録を正確に保存し」は「市の活動に関する重要かつ必要な記録を確実に保存し」といった表現の方が適切では。	公文書管理法も参考にし、第1条で、本条例の目的が市民のみなさまに伝わりやすい表現にしていります。
	2	用語の定義	骨子案では「歴史的公文書」の定義は非常にわかりにくい。	条文中の表現について、参考にさせていただきます。
	3	公文書の作成	修正のための決裁を経ない決裁終了文書の修正を禁止する一文を入れるべきでは。	文書取扱事務に該当する内容と考えます。ご意見は参考にさせていただきます。
	4	保存期間が満了した公文書の取扱い	「廃棄予定文書については歴史的公文書に該当するか否かについて公文書管理審査会の意見を聞かなければならない」という文言が入るべきでは。	条例に規定する公文書管理審査会に意見を聴くべき事項について、参考にさせていただきます。
	5	公文書管理体制の整備	「必要な体制を整備」とあるが、火災が起こった時にはどうするのか。	緊急事態への対応は、別途必要と考えます。ご意見は参考にさせていただきます。
	6	利用請求	「歴史的公文書が作成され、または取得されてからの時の経過を…」とあるが、「歴史的公文書が公文書として作成され、取得されてから」とするのが正確ではないか。	条文中の表現について、参考にさせていただきます。
	7	手数料	写しの交付費用について、明確な金額基準や上限額を示して欲しい。	手数料は、規則で規定する予定です。
	8	公文書管理審査会	所掌事務に「保存期間が満了した簿冊の保存、又は廃棄についての調査審議」とあるが、「保存期間が満了した公文書が歴史的公文書に該当するか否かの評価選別(調査審議)」とすべき。	条文中の表現について、参考にさせていただきます。
公文書館開設の考え方	9	歴史的公文書の評価選別	専任の公文書センター職員が育てば、長い目でみて評価選別作業が効率的に進むのでは。	公文書センター職員の知識、技術の蓄積に努めてまいります。
	10	デジタル公文書の移管	デジタルの歴史的公文書を選別し、デジタルのまま確実に公文書館へ移管し公開できるような仕組みを構築すべき。	デジタル公文書の移管方法について、検討してまいります。
	11	歴史的公文書の保存・管理	紙媒体の公文書は、保管期間満了時に電子データとして保存することも検討すべき。	紙文書の電子化について、検討してまいります。
	12	関係施設との連携	関係施設との連携について、条例に明文化することは重要である。さらに、学校教育における活用についても検討してはどうか。	公文書センターの事業である普及活動の中で、関係施設との連携及び学校教育における活用等について、検討してまいります。
	13	公文書センターの職員体制	公文書センターと現用文書管理部門との連携体制を整備すること。また、公文書館機能に専念する専門職員を十分な人数確保すること。	公文書センターと文書主管課との連携を図ってまいります。また、専門職員の確保・育成に努めてまいります。
	14	公文書センターの所蔵庫	民間貸倉庫内に歴史的公文書を保存するとしているが、保存場所を市の施設とし、保存環境・セキュリティに万全を期すべき。	民間貸倉庫のセキュリティについては、安全を確保しています。ご意見は参考にさせていただきます。
その他	15	その他	岡山県立記録資料館との関係性はどうか。岡山県立記録資料館が手広く取り扱っているが、新設される公文書館はそれと差別化できるのか。	本市の公文書センターは、岡山市が作成した歴史的公文書の保存等を行います。記録資料館等他の施設との連携・協力について、検討してまいります。
	16		言葉が全体的に専門的で難しいと感じたため、適宜用語解説をつけて欲しい。	条例化する際、及び公文書センターについての案内等では、市民にわかりやすい表現を心がけてまいります。